三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上渚滑町下渚滑三九六一地先・三九六一・上渚滑町中渚滑四〇三八の一（以上一筆地先二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一〇九地先、三二七九、三二八〇、四一〇九、四一一〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町払川字芳ノ谷一一七八の一二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芳ノ谷一一七八の一二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字四ノ越二〇一七の一、二〇二四の一、二〇二六、二〇二七の一、二〇二七の二、二〇二八の二、二〇三〇の一、二〇三〇の二、二〇三七の一、二〇三七の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字上筒賀字宮平山七〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮平山七〇三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町下分字三ツ木四四六の九の一、四四六の九の二、四四六の一〇の一、四四六の一〇の三、四四六の一一、四四六の一二、四四六の一四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町中山字はりの谷九の四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字松尾七三六、七三八の二、字宮分五一三、五二二、鬼籠野字日浦一五八、一五九の二、神領字南野間一七九の一五八、上分字有懸一〇九から一一一まで、一一七、一四九、字江田一四二九の一、字大中尾三四九の二、七二三、七二四、字殿宮九六三から九六五まで、字奥屋敷五二の二、五三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾七三六（次の図に示す部分に限る。）、七三八の二、字宮分五一三・五二二・字日浦一五八・一五九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字南野間一七九の一五八、字有懸一〇九から一一一まで、一一七、一四九、字江田一四二九の一・字大中尾三四九の二・七二三・七二四・字殿宮九六五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥屋敷五二の二、五三の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）